

自転車シェアリングの普及促進を求める意見書

自転車シェアリングは、自動車から自転車への転換による環境負荷の低減、回遊性の向上による地域・観光の活性化、加えて放置自転車対策などの多様な効果が期待でき、環境にやさしいまちづくりに有効である。

平成28年12月に成立した自転車活用推進法でも、「自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備」が重点施策に掲げられており、自転車シェアリングの普及促進への期待も高い。

一方、本区では、平成24年11月、他区に先駆けて自転車のシェアリング事業を開始しており、現在は、東京都並びに千代田、中央、港、新宿及び文京区と連携し、区境を越えた広域的な相互利用を行っている。

この結果、自転車シェアリングは、公共交通を補完する新たな移動手段として機能し始めているが、更に有効に機能させるためには、交通結節点の近接地や観光地など、需要の高い場所へサイクルポートを拡充するとともに、公共交通機関との連携を進める必要がある。

また、自転車シェアリングは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時において、来訪者の移動手段として活用されることも見込まれる。大会開催時の来訪者をあまねくもてなすためには、競技場から周辺観光地等にもアクセスできるよう、サイクルポートを増設し、利便性の向上を図らなければならない。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、自転車シェアリングの普及促進のため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 自転車シェアリングの普及促進に向け、安全性を確保するとともに、利用者の経済的負担にも配慮しながら、国道をはじめとした国の施設にサイクルポートを設置できるよう、積極的に取り組むこと。
- 2 現状では、サイクルポートの設置が困難である都市公園に、サイクルポートを設置できるよう規制緩和を図るとともに、初期整備等への財政支援を行

うこと。

- 3 公共的な交通手段としての定着を図るため、公共交通機関との連携やサイクルポート用地の提供など交通事業者の積極的な協力を促すための機運醸成や働きかけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年3月30日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
環境大臣

} あて